

緊急事態宣言発令に伴い飲食店・喫茶店に営業時間短縮を要請します！

要 請 内 容

県内で午後8時以降も設備を設けて客に飲食をさせる飲食店、喫茶店を営業している事業者の方に対し、**営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）に短縮するよう要請**します。

要請期間 令和3年1月18日（月）午後8時
～令和3年2月8日（月）午前5時まで

対象地域 【県内全域】

対象施設 午後8時以降も営業している、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（ネットカフェ、マンガ喫茶等宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設及び宅配サービス又はテイクアウトサービスの提供のみを行う施設を除く。）

対象施設の具体例

- ・キャバレー、スナック、ラウンジ、ホストクラブ、キャバクラ 等
- ・オーセンティックバー、ショットバー、ダーツバー、パブ、ナイトクラブ 等
- ・居酒屋、大衆酒場、ビアホール、焼き鳥屋、焼き肉屋、一般的な飲食店や飲食をさせるカラオケ店等

熊 本 県 時 短 要 請 協 力 金（第3回）

交付額等

協力金の交付額は、**1店舗当たり最大84万円**です。
（※通常の営業時間が20時を超える日数が少ない店舗等は、交付額が異なる場合があります。）

- ・**交付の対象となるのは、営業時間の短縮に全面的に協力いただいた方**です。
- ・**遅くとも1月21日までに時短要請にご協力いただけなかった方や従来の営業時間が午後8時までの方、座席等を設けていない飲食店等を営業している方、既に廃業、休業（時短要請に基づくものを除く。）又は倒産している方、などは協力金の交付対象外**です。
- ・「協力金の交付対象となるかどうか？」など、**まずは相談窓口までご相談ください。**
- ・具体的な**申請要件等については、必ず今回の時短要請分の「熊本県時短要請協力金交付取扱要項」、**
「熊本県時短要請協力金申請要領」（※県ホームページ参照）をご確認ください。

・**交付要件に該当しない事実や申請書類等に不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消し、協力金の返金を求めます。あわせて、交付した協力金と同額の違約金の支払いを請求する場合があります。**

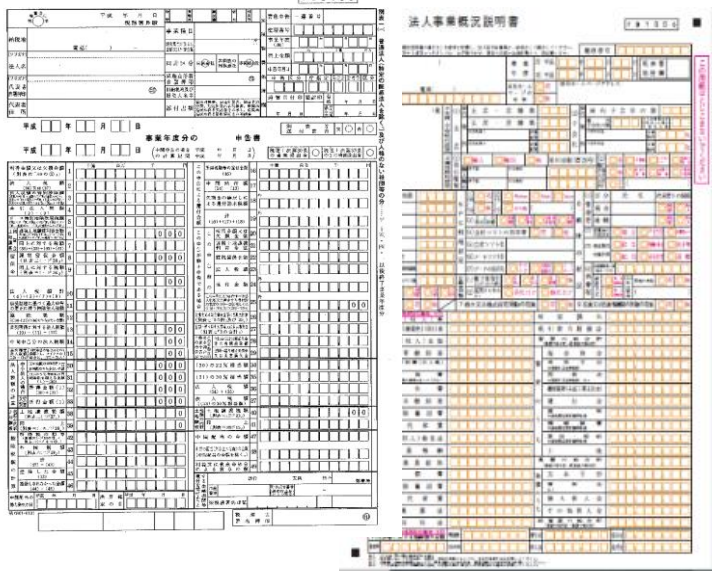
相談窓口

熊本県 時短要請協力金 相談窓口 受付時間 9:00～17:00（土日・祝日は休み）
096-333-2828 ※1月16日(土)、17日(日)は9:00～17:00まで受付

申請に必要な書類

申請書（様式）、誓約書（様式）の他に、以下の添付書類が必要です。
1回目、2回目の時短要請に伴う協力金を申請している方は、添付書類の一部を省略することができます。詳細は申請要領等を必ずご確認ください。

- ①飲食店営業許可証の写し
- ②確定申告書の写し
- ③営業時間の短縮が確認できる書類



※確定申告書の写しは、收受日受付印の押印が必要です。e-Taxを通じて申告を行っている場合、受信通知等を提出してください。

※**店頭**に「時間短縮営業のお知らせ」等（様式3）を掲示している**写真**を提出してください。

- ④感染防止対策ステッカー等を掲示している写真（県または市町村等が奨励するもの）
- ⑤通帳の写し
- ⑥営業実態が確認できる書類



※県が作成しているチェックリストの掲示も必要です。



※**通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方の写し**を添付してください。

11月の営業実態確認書類						
2020年(令和2年)						
	日	月	火	水	木	金
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	1	2	3	4
1日ごとの営業実態を昼夜、定休日、臨時休業日を含め記載ください。						

※「**営業実態確認書**」（**様式4**）を提出してください。

※このほかの書類が必要となる場合もあります。

申請書入手方法

- 熊本県庁のホームページからダウンロード
- 熊本県庁行政棟本館1階 情報プラザで配布
- 各広域本部・地域振興局、各市町村で配布

申請方法

受付期間：令和3年2月8日（月）～3月12日（金）（※消印有効）

申請方法：申請書類を次の宛先に郵送してください。

〒862-8570

熊本県商工政策課 時短要請協力金係（※住所記載不要）